

さっぽろし
札幌市における

ちいきせいかつしえんきよてん せいび
地域生活支援拠点の整備について

れいわ ねん ねん がつ
令和3年（2021年）3月

さっぽろしほけんふくしきよく
札幌市保健福祉局

第1	はじめに（札幌市における検討経過等）	2
第2	地域生活支援拠点とは（国による定義）	3
1	目的	3
2	機能	3
3	整備の類型	4
第3	札幌市における地域生活支援拠点整備の内容（全体像）	5
第4	地域生活支援拠点の機能① 「相談」	6
1	「相談」機能の内容	6
2	「相談」機能を担う主な機関とその役割	6
3	「相談」機能に関する給付費（加算）の取扱い（概要）	7
第5	地域生活支援拠点の機能② 「緊急時の受入れ・対応」	8
1	「緊急時の受入れ・対応」機能の内容	8
2	「緊急時の受入れ・対応」機能を担う主な機関とその役割	8
3	「緊急時の受入れ・対応」機能に関する給付費（加算）の取扱い（概要）	9
第6	地域生活支援拠点の機能③ 「体験の機会・場」	10
1	「体験の機会・場」機能の内容	10
2	「体験の機会・場」機能を担う主な機関とその役割	10
3	「体験の機会・場」機能に関する給付費（加算）の取扱い（概要）	11
第7	地域生活支援拠点の機能④ 「専門的人材の確保・養成」	12
1	「専門的人材の確保・養成」機能の内容	12
2	「専門的人材の確保・養成」機能を担う主な機関とその役割	12
3	「専門的人材の確保・養成」機能に関する給付費（加算）の取扱い（概要）	13
第8	地域生活支援拠点の機能⑤ 「地域の体制づくり」	14
1	「地域の体制づくり」機能の内容	14
2	「地域の体制づくり」機能を担う主な機関とその役割	14
3	「地域の体制づくり」機能に関する給付費（加算）の取扱い（概要）	14
第9	今後について（検証・検討）	15

第1 はじめに（札幌市における検討経過等）

札幌市では、国及び北海道からの方針を受け、障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の整備を目指し、平成28年度（2016年度）より地域生活支援拠点の整備に係る検討を進めてきました。

また、札幌市自立支援協議会においては、平成29年度（2017年度）より検討を開始し、平成30年度（2018年度）からは、同協議会の「身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチーム」により検討が進められ、令和2年（2020年）5月に整備方針に係る提言が札幌市へ提出されました。

札幌市では、この提言を踏まえて、市内の関係機関が共通認識を持ってそれぞれの機能を担うとともに連携を図りながら、地域生活支援拠点の整備を行ってまいります。

本書は、札幌市における地域生活支援拠点の内容を取りまとめたものです。

第2 地域生活支援拠点とは（国による定義）

1 目的

障がいのある方の地域での生活を支援する体制を整備することにより、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある方の地域移行を進めることを目的とするものです。

2 機能

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能です。

(2) 緊急時の受入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がいのある方の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能です。

(3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能です。

(4) 専門的人材の確保・養成

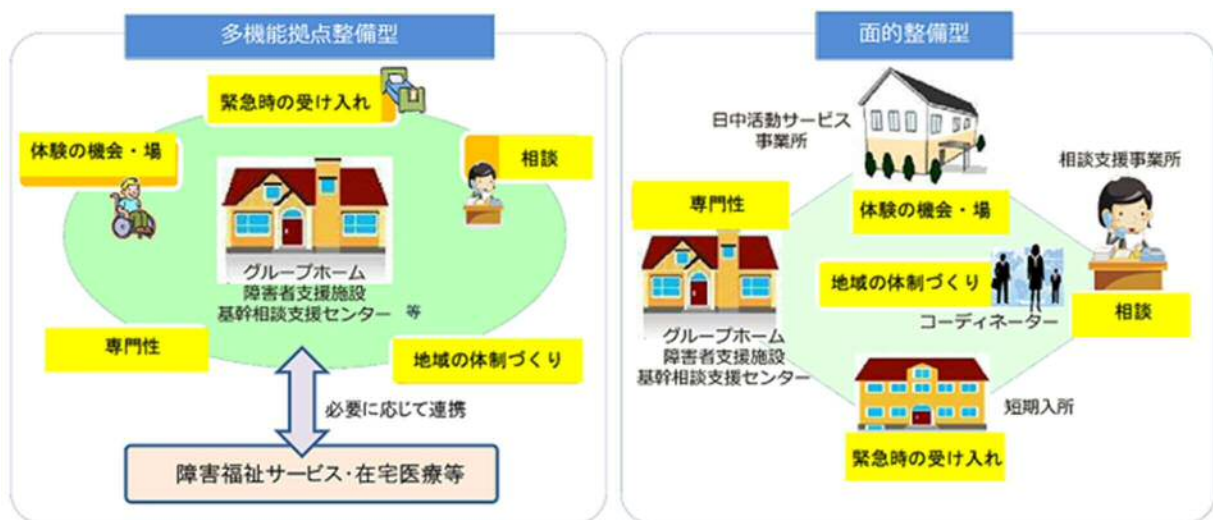
医療的ケアが必要な方や行動障がいをもつ方、高齢化に伴い重度化した障がいのある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能です。

(5) 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能です。

3 整備の類型

上記の5つの機能を集約し、共同生活援助や障害者支援施設等に付加した拠点の整備を「多機能拠点整備型」と、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備を「面的整備型」とし、地域の実情に応じて整備を行います。

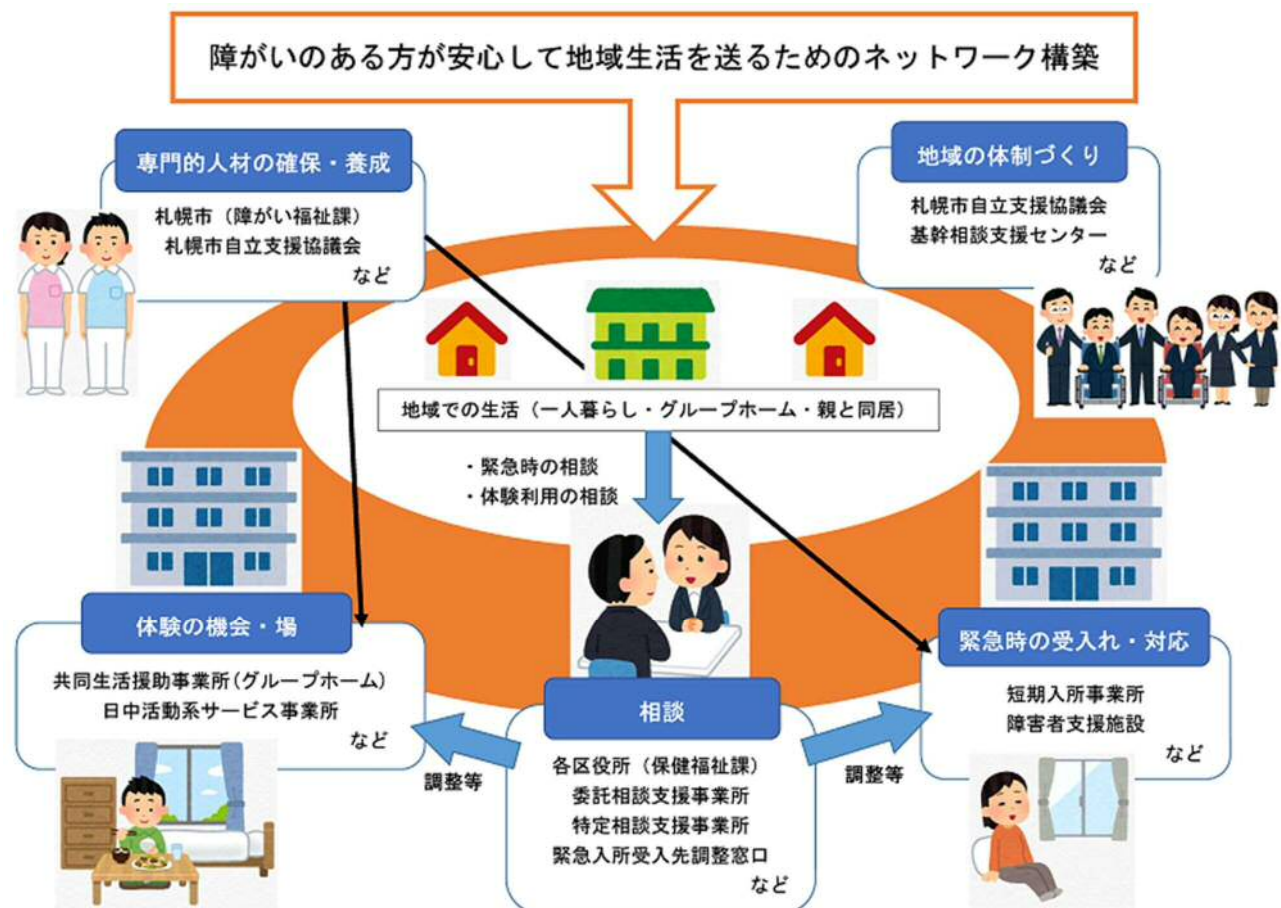


なお、地域生活支援拠点「等」とは、「多機能拠点整備型」と「面的整備型」を合わせて呼ぶ場合の表現ですが、後述のとおり札幌市では「面的整備型」による整備を行うため、本書では「面的整備型」による障害福祉サービス事業所や関係機関の体制について、「地域生活支援拠点（拠点）」と呼ぶことにします。

第3 札幌市における地域生活支援拠点整備の内容（全体像）

札幌市では、市内に必要とされる障害福祉サービス事業所等が一定以上整備されていることから、それらの既存資源等を活用し、地域における複数の障害福祉サービス事業所等や関係機関が分担して機能を担う「面的整備型」により、地域生活支援拠点を整備します。

《札幌市における地域生活支援拠点（面的整備型）のイメージ》



第4 地域生活支援拠点の機能① 「相談」

1 「相談」機能の内容

障がいのある方やその家族の生活や支援に関する様々な相談を受けるとともに、障害福祉サービスを受ける場合に必要となる「サービス等利用計画」を作成します。

地域生活支援拠点の機能としては、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行います。

2 「相談」機能を担う主な機関とその役割

(1) 札幌市（各区役所保健福祉課）

緊急時受入れに関する調整や虐待対応を含む、障がいのある方や家族からの地域生活に関する全般的な相談を受けます。

(2) 委託相談支援事業所

緊急時受入れに関する調整や虐待対応を含む、障がいのある方や家族からの地域生活に関する全般的な相談を受けます。

(3) 特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所

障害福祉サービス等の利用を申請する方に対し、サービス等利用計画の作成を行います。

(4) 地域定着支援事業所

居家で一人暮らしをする方等に対し、常時の連絡体制の確保、緊急時の相談・支援等を行います。

(5) 基幹相談支援センター

委託・特定相談支援事業所等の支援機関に対する支援を行います。

(6) 障がい者虐待相談窓口

札幌市の委託事業として、夜間休日における障がい者虐待に関する通報又は届出の受付を行い、緊急一時保護を要する障がい者虐待等が発生した場合には、一時保護のための受入先を調整・確保を行います。また、一時保護受入先の調整が困難な場合には、一時保護を行います。

(7) (仮) 緊急入所受入先調整窓口

札幌市の委託事業として、夜間休日における緊急入所に関する相談の受付、受入先調整を行います。また、緊急入所を円滑に行うための事前登録の受付等を行います。(※令和3年度開始予定)

3 「相談」機能に関する給付費(加算)の取扱い(概要)

地域生活支援拠点等相談強化加算(相談支援)

特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障がいのある方が短期入所を利用する場合において、短期入所に対して当該障がいのある方に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整を行った場合に算定できます。【700単位/回】

1 「緊急時の受入れ・対応」機能の内容

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がいのある方の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行います。

なお、この場合の「緊急」とは、障がいのある方の状況の急変、又は障がいのある方の生活を支えている家族等に生じた不可抗力により、その状況が生じた翌々日までに入所等が必要となる場合としています。

2 「緊急時の受入れ・対応」機能を担う主な機関とその役割

(1) 札幌市の施設整備補助により整備した短期入所事業所

(2) 札幌市身体障がい福祉事業連携協議会及び札幌市知的障がい者福祉協会に加盟する施設入所支援・短期入所事業所

(3) 法人内に相談支援事業所を持つ施設入所支援・短期入所事業所

(4) (1)～(3)以外の市内の施設入所支援・短期入所事業所

以上の機関は、緊急時に障がいのある方の受入れを行います。

(5) 札幌市（障がい福祉課）

重症心身障がいのある方等の受入れのための充実した設備を有する短期入所等の新築整備に対する補助（障がい者地域生活サービス基盤整備補助金）を行い、緊急受入れを行う施設増を図ります。

3 「緊急時の受入れ・対応」機能に関係する給付費（加算）の取扱い （概要）

緊急時の受入れ機能の強化を目的として、以下の加算が設けられています。

(1) 緊急短期入所受入加算（短期入所）

居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、緊急受入れを行った場合に算定できます（原則、7日を限度）。【180単位又は270単位／日】

(2) 定員超過特例加算（短期入所）

居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、定員を超えて緊急受入れを行った場合に算定できます（10日を限度）。【50単位／日】

1 「体験の機会・場」機能の内容

ちいきせいかつ いこう おやもと じりつとう あ きょうどうせいかつえんじょじぎょうしょ
地域生活への移行や親元からの自立等に当たって、共同生活援助事業所（グループ
ホーム）等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供します。

2 「体験の機会・場」機能を担う主な機関とその役割

(1) さっぽろし しせつせいびほじょ せいび きょうどうせいかつえんじょじぎょうしょ
札幌市の施設整備補助により整備した共同生活援助事業所

(2) (1) いがい きょうどうせいかつえんじょじぎょうしょおよ ぶくし
以外の共同生活援助事業所及び福祉ホーム

いじょう きかん しょう かた ひとりぐ とう きょじゅうきかい たいけん ば
以上の機関は、障がいのある方の一人暮らし等の居住機会の体験の場となりま
す。

(3) にちちゅうかつどうけい せいかつ かいご しゅうろうけいぞくしえんなど ていきょう じぎょうしょ
日中活動系サービス（生活介護、就労継続支援等）を提供する事業所

しょう かた にちちゅうかつどう たいけん ば
障がいのある方の日中活動の体験の場となります。

(4) いたくそうだんしえん とくていそうだんしえんおよびちいきいこうしえんじぎょうしょ
委託相談支援、特定相談支援及び地域移行支援事業所

ちいきいこう おやもと じりつとう きぼう しょう かた そうだん う たいけん
地域移行や親元からの自立等を希望する障がいのある方からの相談を受け、体験
利用に向けた調整を行います。

(5) さっぽろし しょう ぶくしか
札幌市（障がい福祉課）

きょうどうせいかつえんじょじぎょうしょ にちちゅうかつどうけい じぎょうしょ しんちくせいび たい ほじょ
共同生活援助事業所や日中活動系サービス事業所の新築整備に対する補助（グル
ープホーム新築整備補助金・障がい者地域生活サービス基盤整備補助金）を行い、
たいけん ば しせつぞう はか
体験の場となる施設増を図ります。

3 「体験の機会・場」機能に関する給付費（加算）の取扱い（概要）

体験の機会・場の拡充を図ることを目的として、以下の加算が設けられています。

(1) 障害福祉サービスの体験利用加算（地域移行支援）

指定地域移行支援事業者が障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の利用を希望している地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験利用に係る一定の支援を提供している場合に算定できます。【地域生活支援拠点として実施する場合：550単位又は300単位／日】

(2) 障害福祉サービスの体験利用支援加算（日中活動系サービス）

指定障害者支援施設等に入所し障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を利用している利用者が、上記(1)におけるサービスを利用する場合において、指定障害者支援施設等の従業員が、体験的な利用支援に係る地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助などを行った場合に算定できます。【地域生活支援拠点として実施する場合：550単位又は300単位／日】

(3) 体験宿泊加算（地域移行支援）

指定地域移行支援事業者が単身での生活を希望している地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊に係る一定の支援（体験宿泊の場の調整など）を提供した場合に算定できます。【350単位又は750単位／日】

(4) 体験宿泊支援加算（施設入所支援）

指定障害者支援施設等に入所する利用者が、上記(3)におけるサービスを利用する場合において、指定障害者支援施設等の従業員が体験的な宿泊支援に係る地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定できます。【120単位／日】

1 「専門的人材の確保・養成」機能の内容

医療的ケアが必要な方や行動障がいをもつ方、高齢化に伴い重度化した障がいのある方等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行います。

2 「専門的人材の確保・養成」機能を担う主な機関とその役割

(1) 札幌市（障がい福祉課及び指定管理施設管理者）

人材確保・定着や魅力ある職場づくりに向けた研修の実施や、事業所職員の処遇改善を図る（障がい福祉人材確保・定着サポート事業）ことで、人材の確保を図ります。

また、知識・支援技術の向上等を目的とした研修（札幌市医療的ケア児等支援者養成研修会、発達障がい講座など）の開催により、専門的な対応ができる人材の養成を図ります。

(2) 札幌市自立支援協議会

知識・支援技術の向上等を目的とした研修（障がい者支援員養成研修、障がい者就労支援員養成研修など）の開催により、専門的な対応ができる人材の養成を図ります。

3 「専門的人材の確保・養成」機能に関する給付費（加算）の取扱い （概要）

職員の賃金を改善することで、人材の確保・定着を図ることを目的として、以下の加算が設けられています。

- (1) 福祉・介護職員処遇改善加算
- (2) 福祉・介護職員処遇改善特別加算
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

いずれも、福祉・介護職員の賃金の改善等を実施した場合に算定できます。

1 「地域の体制づくり」機能の内容

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

2 「地域の体制づくり」機能を担う主な機関とその役割

(1) 札幌市自立支援協議会

全体会、運営会議、各部会の活動等を通じ、地域の抱えるニーズや課題を把握し、課題解決に向けた検討を行います。

(2) 基幹相談支援センター

地域の体制づくりのコーディネート機能を担い、地域の様々なニーズへの対応や地域の社会資源の連携を図ります。

3 「地域の体制づくり」機能に関係する給付費（加算）の取扱い（概要）

地域の社会資源の連携体制の構築を図ることを目的として、以下の加算が設けられています。

地域体制強化共同支援加算（特定相談支援・障害児相談支援）

利用者にサービスを提供する事業所3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行ったうえで、札幌市自立支援協議会へ当該説明及び指導の内容等を報告した場合に算定できます。【2,000単位/月】

ちいきせいかつしえんきよてん だい かいしゃかいほしょうしんぎかい けんしょうがいはぶかい れいわがんねん
地域生活支援拠点については、第96回社会保障審議会障害者部会（令和元年（2019
ねん がつ にち）において、「令和5年度末までの間、各市町村は各圏域に1つ以上の
ちいきせいかつしえんきよてんとう かくほ きのう じゅうじつ ねん かいじょううんようじょうきょう
地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を
けんしょう けんとう きほん
検証、検討することを基本とする。」とされております。

ほんしょ れいわ ねんど ねんど まつじてん さっぽろし ちいきせいかつしえんきよてん せいび
また、本書は、令和2年度（2020年度）末時点で札幌市が地域生活支援拠点として整備
する内容を示したものであり、令和3年度（2021年度）以降についても、実際の運用
じょうきょう ふ かいぜんとう はか ひつよう
状況を踏まえ改善等を図る必要があります。

そのため、さっぽろし けんしょうがいはぶかい ねんど ねんど いこう ねんど さいぼうしじりつ
札幌市においては、令和3年度（2021年度）以降についても、札幌市自立
しえんきょうぎかい ちいきせいかつしえんきよてん うんようじょうきょう けんしょう けんとう じゅうじつ
支援協議会において、地域生活支援拠点の運用状況を検証、検討し、さらなる充実に
む かいぜんとう はか とく れいわ ねんど ねんど あら かいし きんきゅうにゅうしよ
向け改善等を図ります。特に令和3年度（2021年度）は、新たに開始する緊急入所
うけいれさきちようせいまどぐちじぎょう じぎょうかいしご み もんだいてん たいおうさく じんいん
受入先調整窓口事業について、事業開始後に見えた問題点をもち、その対応策や人員
たいせい じゅうそくじょうきょうとう じゅうてんてき けんしょう けんとう おこな
体制の充足状況等について、重点的に検証、検討を行います。